

〈付録1〉

各都道府県の福祉医療実施状況一覧

都道府県単独制度としての医療費助成制度を記載した。市町村等の自治体で更なる上乘せや独自助成を実施している場合があるので、注意されたい。

(1) こども医療費助成制度

\*対象年齢は満年齢(例：「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)(平成25年4月1日現在)

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
北海道	未就	小卒		児童手当法準用	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯：初診時一部負担金(医科580円歯科510円)のみ (2)上記以外：1割負担(月額上限=外来12,000円 入院44,400円)		○	×
青森	未就	未就		児童扶養手当一部支給準用(平成9年度基準額)	入院：4歳以上1日500円。外来：4歳以上月1500円。	○(国保0歳)	○(左記以外)	×
岩手	未就	未就		児童扶養手当法準用(国基準(一部負担)に80万円上乘せ)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税：負担なし。 (2)上記以外：外来月1,500円。入院月5,000円(レセプト単位)。		○(注②)	×
宮城	2歳	未就		高齢福祉年金扶養義務者の一部停止額準用	なし	○		×
秋田	小卒	小卒 (平成25年10月～)		旧児童手当法準拠	(1)0歳児及び市町村民税非課税：負担なし。 (2)上記以外：外来・入院とも自己負担の半額(ただし医療機関につき月1,000円(レセプト単位)限度)	○		×
山形	未就	小卒		なし	(1)第3子以降、所得税非課税：負担なし。 (2)上記以外：外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円。 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回限度)。	○		×
福島	未就	未就		児童手当法特例準用	外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○(国保の入院食事を除く)	○(社保注①)	○
	小4～18歳年度末	小4～18歳年度末		なし	なし	○		○
茨城	小3	小3		児童手当法特例準用(平成6年度基準額：1人の場合393万円まで。扶養1人ごとに30万円加算)	外来：1回600円(月2回限度) 入院：1日300円(月3,000円限度)	○		×
栃木	小卒	小卒		なし	(1)3歳未満：なし (2)3歳以上：入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○(3歳未満)	○(3歳以上)	×
群馬	中卒	中卒		なし	なし	○		○

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
埼玉	未就	未就		児童手当法準用(扶養親族等の数2人の額)	外来:月1,000円、入院:1日1,200円(市町村民税非課税者免除)		○	×
千葉	小3	中卒		旧児童手当法特例給付準用	(1)住民税所得割非課税世帯:なし (2)上記以外:外来1回300円、入院1日300円	○		○
東京	未就	未就			なし	○		×
	中卒	中卒		児童手当法準用	外来:1回200円 入院:なし	○		×
神奈川	未就	中卒		旧児童手当法特例給付準用	4歳以降:外来1回200円(調剤は除く)、入院1日100円	○(未就まで)	○(小1以上)	×
山梨	5歳誕生月	未就		なし	なし	○		×
新潟	2歳	小卒	3人以上の場合、外来・入院中(平成25年9月1日以後はとも)	なし	外来:1日530円(月4回限度)、入院:1日1,200円、訪問看護1日250円	○		○(0歳減額認定者のみ)
富山	3歳	未就		旧児童手当法特例給付準用	(1)0歳:なし (2)1歳以降:外来530円/日、入院1,200円/日	○(0歳)	○(1歳以上)	×
石川	3歳	未就		児童手当法準用	月1,000円		○	×
福井	小3	小3		なし	(1)未就:なし (2)小1以上:外来月500円(1医療機関あたり)、入院1日500円(月8回限度)		○(注②)	○
長野	未就	小3		なし	月500円(レセプト単位)		○(注②)	×
岐阜	未就	未就		なし	なし	○		×
静岡	中卒	中卒		旧児童手当法準用(第3子以降は所得制限なし)	外来:1回500円(月4回限度)、入院:1日500円	○		×
愛知	未就	中卒		なし	なし	○(未就)	○(小～中人卒の入院) 注①	×
三重	小卒	小卒		児童手当法特例給付準用	なし		○(注②)	×
滋賀	未就	未就		児童手当法特例給付準用(第3子以降なし)	外来:月500円(院外処方による調剤薬局での自己負担金無し)、入院:1日1,000円(月14,000円限度)	○		×
京都	小卒	小卒		なし	外来(2歳まで):入院は1医療機関月200円。外来(3歳～小卒まで)は月3,000円限度。	○(外来(2歳まで)、入院)	○(外来3歳以上)	×

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
大阪	2歳	未就		旧児童手当法特例給付準用	1医療機関あたり外来・入院とも各1日500円(月2日限度)	○ (一部自己負担金月2,500円限度)	○ (左記以外)	○
兵庫	中卒	中卒		(1)0歳は無し。 (2)1歳以上は、世帯の市町村民税所得割税額23.5万円未満	(1)小3まで 外来：保険医療機関毎1日800円(低所得者600円)を限度に月2回まで負担 入院：定率1割負担(負担限度額月額3,200円(低所得者2,400円))。連続3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担金なし。 (2)小4以上 入院、通院とも自己負担の2/3。なお、連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担金なし	○		×
奈良	未就	未就		児童手当法準用	外来月500円、入院月1,000円限度(2週間未満は500円)。ともにレセプト単位		○ (注②)	×
和歌山	未就	未就		旧児童手当法特例給付準用	なし	○	○ (一部)	×
鳥取	中卒	中卒		なし	外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円(市町村民税非課税世帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就、 就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等11疾患群に係る入院		(1)未就までは無し。 (2)就学後20歳未満は児童手当法準用	入院・外来ともに1医療機関、1月あたり原則総医療費の1割(下記の限度額を超える場合は下記の額) ①0歳～未就：入院月2,000円、外来月1,000円、薬局は自己負担なし ②20歳未満：入院月15,000円	○ (未就)	○ (就学後20歳未満の入院)	×
岡山	未就	小卒		旧児童手当法準用	(1)0～2歳は医療費自己負担分の2割(0.4割負担)。(2)3歳～小卒は、総医療費の1割(月額上限有り)。ただし、すべての市町村で無料化実施	○		×
広島	未就	未就		旧児童手当法準用	医療機関毎1日500円(外来：月4日限度、入院：月14日限度)	○		×
山口	未就	未就		旧地方税の市町村民税所得割額以下(136,700円まで)	3歳以上について(レセプト単位) 外来：上限1,000円、入院：上限2,000円	○		×
徳島	小卒	小卒		児童手当法特例給付準用	(1)外来3歳以上、入院6歳以上は月600円(レセプト単位。調剤除く) (2)上記以外はなし	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	×

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
香川	未就	未就		児童手当法特例給付準用(H12年度額で固定)	なし	○		×
愛媛	未就	未就		なし	3歳以上外来:月額上限2000円	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	×
高知	未就	未就		1歳以上は児童手当法本則給付準用	(1)0歳、市町村民税課税世帯はなし。 (2)1歳以上の市町村民税課税世帯は自己負担の1割	○		×
福岡	未就	未就		3歳以上は児童手当法準用	(1)3歳以上:外来月600円(1医療機関毎)。入院1日500円(月7日限度)。 (2)3歳未満:なし。ともに薬局での自己負担なし	○		×
佐賀	未就	未就		なし	外来上限500円(2回まで)、入院上限1,000円	○		×
長崎	未就	未就		なし	外来・入院とも1日800円(月1,600円限度。レセプト単位)。薬局での自己負担なし	○ (大村市を除く)		×
熊本	3歳	3歳	入院:3歳以上いる場合は全子就学前まで	旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯は、入院:2,040円、外来1,020円限度)	(注③)		×
大分	未就	中卒		なし	外来:1回500円まで(3歳未満は月2回、3歳以上は月4回上限) 入院:1回500円まで(月14日上限)	○		×
宮崎	未就	未就		旧児童手当法に準用(外来3歳以上)	外来:2歳までは月350円、3歳～未就は月800円。 入院:月350円(レセプト単位)	○		×
鹿児島	未就	未就		児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯はなし)		○ (注②)	×
沖縄	3歳	中卒		なし	外来:3歳児のみ医療機関ごとに月1,000円。	○		×

\*2012年4月より、「子ども手当」から再び「児童手当」となり、「子ども手当」以前の「旧児童手当」から所得制限が年収960万円以下となった。このため児童手当の特例給付は以下の4種類となる。  
児童手当特例給付(532万円)、児童手当本則(460万円)、旧児童手当特例給付(393万円)、旧児童手当特例給付(361万円)

\*注① 自治体によって現物給付にしている。注② 「自動償還払い」…一旦自己負担金を支払い、その後助成金支給申請の手続不要で、後日指定口座に自動振込みされる。注③ 県では指定しておらず市町村に直接請求できる場合がある(市町村によって対応が異なる)。

\*「未就」とは、小学校未就学児。

## こども医療費助成実施自治体数

(平成24年4月1日現在)

外来	6歳未満までを助成対象	2.01% (26/1742)
	中学卒業以上を助成対象	47.59% (829/1742)
入院	6歳未満までを助成対象	0% (0/1742)
	中学卒業以上を助成対象	62.3% (1086/1742)

※表中( )内は、該当市区町村/全市区町村数

## (2) 知的障害者に関する医療費助成制度

(平成25年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	知能指数おおむね35以下、身障者(3級)は知能指数おおむね50以下	特別障害者手当の所得制限に準拠	◎課税世帯 ・総医療費の1割(月額上限:入院44,400円、外来12,000円) ◎非課税世帯及び3歳未満児 ・初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)	現物給付	×
青森	愛護(療育手帳)A	高齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯:医療費の1割(月額上限:外来12,000円、入院44,400円) 住民税非課税世帯:自己負担なし	現物給付(国保)、償還払い(社保等)	×
岩手	療育手帳A	障害児福祉手当所得制限限度額+35万円	1レセプト当たり入院5,000円、入院外1,500円までの負担(ただし、3歳未満児、市町村民税非課税の場合は、自己負担なし)	償還払い	×
宮城	療育手帳A所持者、職親に委託されている療育手帳B所持者	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×
秋田	療育手帳A	社保本人の場合のみ所得制限あり(259.5万円)	なし	現物給付	×
山形	療育手帳A	市町村民税所得割23.5万円	所得税課税世帯:医療費の1割(月額上限:医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円) 所得税非課税世帯:なし	現物給付	×
福島	療育手帳A所持者、療育手帳B所持者、でかつ身体障害者手帳3~6級又は精神保健福祉手帳2、3級所持者	高齢福祉年金	なし	償還払い 現物給付	×
茨城	知能指数35以下、知能指数50以下かつ身体障害者3級	本人:特別児童扶養手当の所得制限額+53.3万円 扶養義務者:特別児童扶養手当扶養義務者基準額の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	知能指数35以下の者、身体障害の程度が3・4級でかつ知能指数50以下の者	なし	500円(レセプト単位。ただし、市町村民税世帯非課税者等は自己負担なし)	償還払い	×
群馬	療育手帳A該当	なし	なし	現物給付	○
埼玉	療育手帳①、A、Bの者、高齢者医療確保法の障害認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉	療育手帳①の1、②の2、Aの1、Aの2	自立支援医療に準拠	なし	償還払い	×
東京	愛の手帳1度、2度(都の制度)	本人の所得が規則で定める額以下(特別障害者手当の所得制限に準拠)	月額上限入院44,400円、外来12,000円 住民税非課税者は自己負担なし	現物給付 償還払い	×
神奈川	知能指数35以下、知能指数50以下かつ身体障害3級	特別障害者手当での所得制限に準拠	入院:1日100円 外来:1回200円(ただし調剤を除く)	現物給付	×
山梨	療育手帳A	20歳未満:特別児童扶養手当の支給制限に準拠、20歳以上特別障害者手当の支給の制限に準拠	なし	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
新潟	療育手帳A	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の中の障害児福祉手当の所得制限に準拠	外来：1日530円（月4回限度）、 入院：1日1,200円、 訪問看護：1日250円	現物給付	○
富山	療育手帳A：（0～64才→A-1、65才～→A-2）、 療育手帳B：65～69才→B	世帯の合計所得1,000万円未満の人が対象	B：高齢者医療確保法の一部負担金相当額	A-1とB：現物給付 A-2：償還払い	×
石川	療育手帳A、B1（B2は入院のみ）	65歳未満：老齢福祉年金の所得制限に準拠 65歳以上：下記（ア）（イ）は老齢福祉年金の所得制限に準拠、（ウ）はなし （ア）平成12年10月1日以降に65歳に達する手帳所持者 （イ）平成12年10月1日以降に手帳取得等の新規対象者 （ウ）（ア）、（イ）以外	65～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けない者については、国保・社保での負担割合が2割の場合には1割相当分、3割の場合には2割相当分	65歳未満：現物給付 65歳以上：償還払い	×
福井	療育手帳A1、A2、B1（知能指数50以下）	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	○ （入院時生活療養も助成）
長野	療育手帳A1、A2、B1、65歳以上国民年金法施行令別表該当	特別障害者手当準拠	500円（レセプト単位）	自動償還	×
岐阜	療育手帳（A1、A2、B1）の者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静岡	療育手帳Aの者、特別児童扶養手当の1級の障害を有する20歳未満の者	特別障害者手当の所得制限に準拠（65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市町村民税非課税世帯に属する者）	1医療機関あたり月500円（薬局を除く）	自動償還	×
愛知	知能指数50以下の者	なし	なし	現物給付 ※市町村により異なる	×
三重	知能指数が35以下の者又は療育手帳A1（重度）、A2（重度）保有者、身体障害者4級で知能指数が50以下の者又は療育手帳B1（中度）保有者	障害児福祉手当	なし	償還払い	×
滋賀	①知的障害重度の者、②身体障害者3級で知的障害中度の者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	外来：500円（レセプト単位）、入院：1日1,000円（月額14,000円上限）。ただし、低所得者を除く	償還払い 現物給付	×
京都	知能指数35以下の判定を受けた者、知能指数50以下の判定を受けた者で身体障害者3級所持者（重複障害）	特別障害者手当又は障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
大阪	重度の知的障害者（児）、中度の知的障害者で、かつ身体障害者手帳所持者（児）	障害者基礎年金の全部支給停止となる額に準拠	1医療機関あたり入院外来各500円/日（月2日限度）、月額上限2,500円（申請に基づき市町村窓口で償還）	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
兵庫県	重度知的障害者(児) (療育手帳A判定)	世帯の市町村民税所得割 税合計額23.5万円未満	外来：1医療機関等あたり 1日600円(低所得400円) を限度に月2回まで負担 入院：定率1割負担(負担 限度月額2,400円(低所得 1,600円))。連続して3カ 月を超える入院の場合、4 カ月目以降は一部負担金な し	現物給付	×
奈良	療育手帳A1、A2	老齢福祉年金の所得制限 に準拠	定(低)額一部負担金(外 来：月500円、入院：月 1,000円(ただし13日以内 の入院については月500 円))	自動償還	×
和歌山	療育手帳A	特別児童手当の所得制限 に準拠	なし	現物給付 償還払い	×
鳥取	知能指数35以下の 者、知能指数50以下 で身体障害者3・4 級手帳所持者	老齢福祉年金の所得制限 に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あた り)：外来2,000円、入院 10,000円 ◎低所得(本人が市町村民 税非課税) 月額上限(1医療機関あた り)：外来1,000円、入院 5,000円 ※市町村民税非課税世帯、 自立支援医療の高額治療継 続者、障害者自立支援法等 の「境界層」は、自己負担 なし。	現物給付	×
島根	療育手帳Aの者、身 体障害者手帳3～4 級であって知能指数 50以下の者	特別障害者手当の所得制 限に準ずる(本人のみ)	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あた り)：入院40,200円、外来 12,000円 ◎市町村民税非課税世帯に 属する者 月額上限(1医療機関あた り)：入院7,500円、外来 4,000円 ◎20歳未満の障害児(者) 月額上限(1医療機関あた り)：入院2,000円、外来 1,000円	現物給付	×
岡山	重度の知的障害者、 知能指数50以下で身 体障害者手帳3級所 持者(重複障害)。 ただし、65歳以上で 新たに該当すること となった者を除く。	老齢福祉年金の所得制限 を準用	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院(合算) 80,100円+1%、通院 44,400円 ◎一般 月額上限：入院(合算) 44,400円、通院12,000円 ◎低所得 月額上限：入院(合算) 12,000円、通院2,000円 ◎低所得 月額上限：入院(合算) 6,000円、通院1,000円	現物給付 償還払い	×
広島	療育手帳④、A、⑤	本人…老齢福祉年金の所 得制限に準拠 扶養義務者…特別児童扶 養手当の所得制限に準拠	医療費の1割	現物給付	×
山口	国民年金法施行令別 表1級程度の障害 (療育手帳Aの者)	老齢福祉年金の所得制限 に準拠(本人のみ)	3歳以上について、(レセ プト単位)外来：上限500 円(上限2,000円/月)、入 院：上限2,000円	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
徳島	①知能指数35以下の知的障害者 ②知能指数50以下で身体障害者3・4級	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	①現物給付 ②償還払い	×
香川	療育手帳(A、A、B)所持者(新規対象者は手帳の交付を受けたときの年齢が65歳未満である者に限る)	障害児福祉手当に準ずる	市町村民税非課税世帯は、(1レセあたり)入院：上限1,000円、外来等：上限500円	償還払い	×
愛媛	知的障害者知能指数35以下、知的障害者知能指数50以下かつ身体障害者手帳所持者3～6級	なし	なし	現物給付	×
高知	重度知的障害(知能指数35以下)、重複障害児(身障3、4級かつ中度知的障害)	なし ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外(市町村民税非課税世帯の者を除く)	なし	現物給付	×
福岡	知的障害者知能指数35以下の者、身体障害者3級かつ知能指数36以上50以下の重複障害者	特別障害者手当の所得制限に準拠	(1医療機関あたり)外来：500円/月、入院：(一般)500円/日(月20日上限)・(非課税世帯)300円/日(月20日上限)	現物給付	×
佐賀	知能指数35以下の重度知的障害者、②身体障害者3級かつ知能指数50以下	障害児福祉手当の所得制限に準拠	500円/月	償還払い	×
長崎	療育手帳A1、A2、およびB1	障害児福祉手当の所得制限に準拠	保険医療機関等ごとに800円/回(月1,600円限度) 療育手帳B1については(800円/日、1600円/月)×2/3付加給付分除く ※2013.10.1～療育手帳B1については(800円/日、1600円/月)×1/2付加給付分除く	償還払い	×
熊本	療育手帳A1、A2	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	療育手帳Aまたはこれと同程度	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない	償還払い	×
宮崎	重度の知的障害(療育手帳A程度)と判定された者、中度の知的障害(療育手帳B-1程度)と判定され、かつ、身体障害者3級の者	老齢福祉年金に準じる	入院、外来とも月1,000円	現物給付(入院) 償還払い(外来)	×
鹿児島	知能指数35以下の者、知能指数50以下かつ身体障害者手帳3級の者	なし	なし	償還払い	×
沖縄	療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の者	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×



## (3) 精神障害者医療費助成制度

(平成25年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	特別障害者手当の 所得制限に準拠	所得税課税世帯：医療費の1割(月額上限：通院12,000円) 所得税非課税世帯及び3歳未満児：初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)	現物給付	×
青森	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(※単独制度ではなく既存の「重度心身障害者医療費助成事業」の助成対象となっている)	老齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯：医療費の1割(月額上限：外来12,000円、入院44,400円) 住民税非課税世帯：自己負担なし	現物給付(国保) 償還払い(社保)	×
岩手	国民年金奉仕高齢別表1級のもの、特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3の1級の者	障害児福祉手当所得制限 限度額+35万円	1レセプト当たり入院5,000円、入院外1,500円までの負担(ただし、3歳未満児、受給者及び主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合は、自己負担なし)	償還払い	×
宮城	なし				
秋田	なし				
山形	精神障害者保健福祉手帳1級所持者、恩給法の特別項症及び第1項症の受給者、公的年金確報の障害等級1級受権者	市町村民税所得割 23.5万円	所得税課税世帯：医療費の1割(月額上限：医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円) 所得税非課税世帯：なし	現物給付	×
福島	精神障害者保健福祉手帳1級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者で、療育手帳または身体障害者手帳所持者	なし	なし	償還払い 現物給付	×
茨城	障害者年金1級、特別児童扶養手当1級	本人：特別児童扶養手当の所得制限+53.3万円 扶養義務者：特別児童扶養手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	なし				
群馬	国民年金法施行令別表1級の項に掲げる障害に該当する精神障害を有する者、特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表3の1級に該当する精神障害を有する者	なし	なし	現物給付	○
埼玉	なし				
千葉	なし				
東京	①外来：障害者自立支援法第52～75条公費負担承認者のうち、社会保険加入者及び後期高齢者医療制度対象者に対して自己負担分を助成している者 ②精神の疾病で精神病院または精神科病棟に入院している者	①市町村民税非課税者 ②18歳未満	①なし ②入院時の食事療養標準負担額	現物給付	×
神奈川	精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ)	特別障害者手当の所得制限に準拠	1回500円(調剤のぞく)	現物給付	×
山梨	精神障害者保健福祉手帳1、2級の者	20歳以下：特別児童福祉手当の支給の制限 20歳以上：障害児福祉手当の支給の制限	なし	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
新潟	なし				
富山	なし				
石川	なし				
福井	精神障害者保健福祉手帳1級または2級で、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けた者。ただし通院のみ	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	×
長野	精神障害者保健福祉手帳1級の者（通院のみ） 精神障害者保健福祉手帳2級の者（自立支援医療の精神通院のみ）	1級：特別障害者手当に準拠 2級：所得税非課税者	500円（レセプト単位）	自動償還	×
岐阜	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	特別児童扶養手当製減額準用	なし	現物給付	×
静岡	なし				
愛知	精神障害者保健福祉手帳1・2級（精神疾患のみを対象）	なし	なし	現物給付（市町村により異なる）	×
三重	精神障害者保健福祉手帳1級所者（通院のみ）	障害児福祉手当	なし	償還払い	×
滋賀	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者で、自立支援医療費（精神通院医療費）にかかる自己負担分	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
京都	なし				
大阪	なし				
兵庫	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	世帯の市町村民税所得割税合計額23.5万円未満	外来：1保険医療機関等あたり1日600円（低所得400円）を限度に月2回まで。 入院：定率1割負担（負担限度月額2,400円（低所得1,600円）。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は一部負担金なし	現物給付	×
奈良	自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者（通院のみ）	老齢福祉年金の所得制限に準拠	外来：月500円	償還払い	×
和歌山	なし				
鳥取	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：外来2,000円、入院10,000円 ◎低所得（本人が市町村民税非課税） 月額上限（1医療機関あたり）：外来1,000円、入院5,000円 ※市町村民税非課税世帯、自立支援医療の高額治療継続者、障害者自立支援法等の「境界層」は、自己負担なし	現物給付	×
島根	なし				
岡山	なし				
広島	なし				

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
山口	精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠(本人のみ)	3歳以上について、(1レセプトあたり)外来:上限500円(上限2,000円/月)、入院:上限2,000円	現物給付	×
徳島	なし				
香川	なし				
愛媛	なし				
高知	なし				
福岡	精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者手当ての所得制限に準拠	(1医療機関あたり)外来:500円/月、入院:(一般)500円/日(月20日上限)・(非課税世帯)300円/日(月20日上限) ※精神病床への入院にかかる費用は対象外	現物給付	×
佐賀	なし				
長崎	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院のみ)	障害児福祉手当の所得制限に準拠	保険医療機関等ごとに800円/回(月1,600円限度)	償還払い	×
熊本	精神障害者保健福祉手帳1級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	精神障害者保健手帳1級(精神病床に入院した場合を除く)	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない。	償還払い	×
宮崎	なし				
鹿児島	なし				
沖縄	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき、通院については障害者自立支援法第58条公費負担承認患者に対して自己負担分を助成。入院については、復帰当時に台帳に登録された患者を対象に、医療保険適用後の自己負担分を助成している。	なし	なし	現物給付	○

## (4) 身体障害者医療費助成制度

(平成25年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	身障1・2級、3級(内部障害者のみ)	特別障害者手当の所得制限に準拠	◎課税世帯・総医療費の1割(月額上限:入院44,400円、通院12,000円) ◎非課税世帯及び3歳未満児・初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)	現物給付	×
青森	身体障害者1・2級及び内部3級	高齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯:医療費の1割(月額上限:外来12,000円、入院44,400円) 住民税非課税世帯:自己負担なし	現物給付(国保) 償還払い(社保)	×
岩手	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級	障害児福祉手当所得制限額+35万円	1レセプトあたり入院5,000円、入院外1,500円までの負担(ただし、3歳未満児、受給者及び市町村に生計維持者がいる場合は、自己負担なし)	償還払い	×
宮城	身体障害者1・2級、3級(内部障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)、特別児童扶養手当1級	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×
秋田	①身体障害者手帳1～3級所持者 ②65歳以上の身障手帳4～6級所持者(被用者保険本人除く)	①被用者保険本人の場合のみ259.5万円 ②259.5万円	なし	現物給付	×
山形	身体障害者手帳1・2級所持者、障害基礎年金1級受給権者、特別児童扶養手当法施行令別表第3の1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の者	市町村民税所得割23.5万円	所得税課税世帯:医療費の1割(月額上限:医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円) 所得税非課税世帯:なし	現物給付	×
福島	身体障害者手帳1・2級、3級(内部障害のみ)所持者、身体障害者手帳3級～6級所持者で療育手帳B所持者	なし 高齢福祉年金の所得制限に準拠	なし(ただし、65～74歳で後期高齢者医療制度に加入しない場合は、保険者負担分を除く総医療費の1割を超える分は自己負担)	償還払い・現物給付(市町村が選択)	×
茨城	身体障害者手帳1・2級、3級は内部障害のみ、身障者3級で知能指数50以下かつ障害年金1級受給権者または特別児童扶養手当1級	本人:特別児童扶養手当の所得制限額+53.3万円(512万9千円) 扶養義務者:特別児童扶養手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	身障者の程度が1・2級の者、身体障害の程度が3・4級でかつ知能指数50以下の者	なし	500円(レセプト単位。ただし、市町村民税世帯非課税者等は自己負担なし)	償還払い	×
群馬	国民年金法施行令別表1級該当、特別児童扶養手当1級該当、身体障害者1～2級該当	なし	なし	現物給付	○
埼玉	身体障害者手帳1・2・3級、高齢者医療確保法の障害認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉	身体障害者1・2級	自立支援医療に準拠	なし	償還払い	×
東京	身体障害者手帳1・2級(内部障害については3級)	本人の所得が規則で定める額以下(特別障害者手当の所得制限に準拠)	1割負担、入院44,400円/月、外来12,000円/月が上限)住民税非課税者は自己負担なし	現物給付、償還払い	×
神奈川	身体障害者1・2級の方、身体障害の3級かつ知能指数50以下の方	特別障害者手当の所得制限に準拠	入院1日100円 外来1回200円(ただし調剤を除く)	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
山 梨	身体障害者手帳1～3級の者	20歳未満；特別児童扶養手当支給の制限に準拠 20歳以上；障害児福祉手当の支給の制限に準拠	なし	現物給付	×
新 潟	身体障害者1・2・3級、その他知事の承認を受けて市町村が認定する者（遷延性高度意識障害の者）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の障害児福祉手当の所得制限に準拠	外来1日530円（月4回限度）入院1日1,200円、訪問看護1日250円	現物給付	○
富 山	身体障害者1～6級（1・2級…0歳～→A、3級、4級の一部…65歳～→B、4級の一部、5級、6級…65～69歳→C）	世帯の合計所得1,000万円未満の人が対象	A：なし、Bのうち現役並み所得者は1割負担、C：高齢者医療確保法の一部負担金相当額	A・C…現物給付、B…償還払い（Aのうち65歳以上含む）	×
石 川	身体障害者手帳1・2級	65歳未満－老齢福祉年金の所得制限に準拠 65歳以上－下記（ア）（イ）については老齢福祉年金の所得制限に準拠（ウ）なし （ア）平成12年10月1日以降に65歳に達する手帳所持者 （イ）平成12年10月1日以降に手帳取得等の新規対象者 （ウ）（ア）、（イ）以外	65～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けない者については、国保・社保での負担割合が2割の場合は1割相当分、3割の場合は2割相当分。	現物給付（65歳未満） 償還払い（65歳以上）	×
福 井	身体障害者手帳1・2・3級	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	○ （入院生活療養も助成対象）
長 野	身障者手帳1～3級、65歳以上国民年金法施行令別表該当	身障手帳3級；所得税非課税者、その他；特別障害者手当準拠	500円（レセプト単位）	自動償還	×
岐 阜	身体障害者手帳1・2・3級、身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）所持者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静 岡	身体障害者1・2級、3級（内部障害のみ）、特別児童扶養手当1級の障害を有する20歳未満の者	特別障害者手当の所得制限に準拠（平成16.12.1以降65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市長村民税非課税世帯に属する者）	1医療機関あたり月500円（薬局を除く）	自動償還	×
愛 知	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能4級、進行性筋萎縮症4～6級	なし	なし	現物給付	×
三 重	身体障害者1・2・3級の者、身体障害者4級で知能指数が50以下の者又は療育手帳B1（中度）保有者	障害児福祉手当	なし	償還払い	×
滋 賀	①身体障害者1・2級所持者、②身体障害者3級で知的障害中度の者、③特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者、④後期高齢者医療制度適用者で高齢者の医療の確保に関する法律50条該当者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	通院：1診療報酬明細書あたり500円。 入院：1日1,000円。月額14,000円上限。ただし、低所得者を除く。 ※低所得者：住民税非課税者（本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で、主として生計を維持する者） ④はなし。	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
京都	身体障害者手帳1・2級所持者、身体障害者手帳3級を所持し、知能指数50以下の判定を受けた者（重複障害）	特別障害者手当又は障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
大阪	身体障害者手帳1級又は2級所持者（児）、中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者	障害者基礎年金の全部支給停止となる額に準拠（本人）	1医療機関あたり入院外来各500円/日（月2日限度）、月額上限2,500円（申請に基づき市町村窓口で償還）	現物給付	×
兵庫	身体障害者1・2級	世帯の市町村民税所得割税合計額23.5万円未満	外来：1医療機関等あたり1日600円（低所得400円）を限度に月2回まで負担、入院：定率1割負担（負担所得1,600円、）。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は一部負担金なし。	現物給付	×
奈良	身体障害者手帳1・2級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	定（低）額一部負担金（外来：月500円、入院：月1,000円（ただし13日以内の入院については月500円）	自動償還	×
和歌山	身体障害者1・2・3級（3級は入院のみ）。ただし、65歳以上で新たに重度障害者になった者を除く	身体障害者1・2級：特別児童扶養手当の所得制限に準拠、3級：市町村民税所得税非課税	なし	現物給付	×
鳥取	身体障害者手帳1・2級手帳所持者、知能指数50以下で身体障害者手帳3・4級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：外来2,000円、入院10,000円 ◎低所得（本人が市町村民税非課税） 月額上限（1医療機関あたり）：外来1,000円、入院5,000円 ※市町村民税非課税世帯、自立支援医療の高額治療継続者、障害者自立支援法等の「境界層」は、自己負担なし。	現物給付	×
島根	身体障害者手帳1・2級 身体障害者手帳3・4級所持者で知能指数50以下	特別障害者手当の所得制限に準ずる（本人のみ）	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：入院40,200円、外来12,000円 ◎市町村民税非課税世帯に属する者 月額上限（1医療機関あたり）：入院7,500円、外来4,000円 ◎20歳未満の障害児（者） 月額上限（1医療機関あたり）：入院2,000円、外来1,000円	現物給付	×
岡山	身体障害者手帳1・2級所持者、知能指数36以上50以下で身体障害者手帳3級所持者（重複障害）。ただし、65歳以上で新たに該当することとなった者を除く。	老齢福祉年金の所得制限を準用	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院（合算）80,100円+1%、通院44,400円 ◎一般 月額上限：入院（合算）44,400円、通院12,000円 ◎低所得Ⅱ 月額上限：入院（合算）12,000円、通院2,000円 ◎低所得Ⅰ 月額上限：入院（合算）6,000円、通院1,000円	現物給付 償還払い	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
広島	身体障害者手帳1～3級	本人：老齢福祉年金の所得制限に準拠、扶養義務者：特別児童扶養手当の所得制限に準拠	1日200円(外来月4回、入院月14日まで)	現物給付	×
山口	身体障害者手帳1～3級 国年法別表1級程度の障害者	老齢福祉年金の所得制限に準拠(本人のみ)	3歳以上について、(1レセプトあたり)外来：上限500円(2,000円/月)入院：上限2,000円	現物給付	×
徳島	身体障害者手帳1、2級の者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	現物給付 償還払い※	×
香川	身体障害者1・2・3級、戦傷手帳特別項症～第4項症かつ身障手帳4級以上所持者(新規対象者手帳の交付を受けたときの年齢が65歳未満である者に限る)	障害児福祉手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯は、(1レセあたり)入院：上限1,000円、外来等：上限500円	償還払い	×
愛媛	身体障害者手帳所持者1・2級、身体障害者手帳所持者3～6級かつ知的障害者知能指数50以下	なし	なし	現物給付	×
高知	重度身体障害者(1,2級)、重複障害児(身障3,4級かつ中度知的障害)	なし。ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外(市町村民税非課税世帯の者を除く)	なし	現物給付	×
福岡	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつ知能指数36以上50以下の重複障害	特別障害者手当の所得制限に準拠	(1医療機関あたり)外来：500円/月、入院：(一般)500円/日(月20日上限)・(非課税世帯)300円/日(月20日上限)	現物給付	×
佐賀	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつ知能指数50以下	障害児福祉手当の所得制限に準拠	500円/月	償還払い	×
長崎	身体障害者1・2・3級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	医療機関等ごとに800円/回(月1,600円限度) 身障者3級は1件800円/日、1,600円/月)×2/3医療保険附加給付分は除く ※2013.10.1～1/2医療保険附加給付分は除く	償還払い	×
熊本	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	身体障害者手帳1・2級	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象者が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない。	償還払い	×
宮崎	身体障害者1・2級の者、身体障害者3級で、かつ、中度の知的障害(療育手帳B-1程度)と判定された者	老齢福祉年金に準じる	入院、外来とも月1,000円	現物給付(入院)、償還払い(外来)	×
鹿児島	身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の者	なし	なし	償還払い	×
沖縄	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×

※ 現物給付：身障手帳1級もしくは、身障手帳2級で3ヵ月以上にわたり日常生活に常時介護を要する者  
償還払い：身障手帳2級で上記現物給付の対象外の者





都道府県	対象者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
神奈川県	18歳の年度末(障害がある者、高校生は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある者、高校生は20歳未満)	○	児扶手法準拠	外来：1回200円、入院：1日100円	○	
山梨	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○(配偶者のない者)	所得税非課税	なし	○	
新潟	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	児扶手法準拠	外来：1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護：1日250円	○	
富山	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○	児扶手法準拠	なし	○	
石川	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)		児扶手法所得制限額準拠	月1,000円(薬剤負担含む)		○
福井	20歳未満	○	○	20歳未満		児扶手法一部支給準拠	なし(入院食事を含む)		○(自償)
長野	18歳未満(高校等卒業まで)	○	○	18歳未満(高校等卒業まで)		児扶手法準拠	1レセプトあたり500円		○(自償)
岐阜	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法準拠	なし	○	
静岡	20歳未満	○	○	20歳未満		所得税非課税	なし		○(自償)
愛知	18歳の年度末	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	なし	○	
三重	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	なし		○
滋賀	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		遺族基礎年金の所得制限に準拠	外来：1診療報酬明細書当たり500円。ただし調剤報酬明細書は適用外。入院：1日1,000円。(月額14,000円上限)ただし、低所得者を除く。 ※低所得者：住民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で、主として生計を維持する者)	○	○
京都	18歳の年度末	○	○(平成25年8月1日～)	18歳の年度末(3親等内扶養されている場合)		児扶手法所得制限(平成9年度)準拠(平成25年8月からは児扶所得制限準拠)	なし	○	
大阪	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○	児扶手法一部支給制限額準拠	1医療機関当たり、入院外来各500円/月(月2日限度)、月額上限2,500円(申請に基づき市町村窓口で償還)	○	

都道府県	対象者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
兵庫県	18歳の年度末(高校生等は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(高校生等は20歳未満)		児扶手法所得制限準拠	外来：1医療機関あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回まで負担。入院：定率1割負担(負担限度月額2,400円(低所得者1,600円))。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担なし。	○	
奈良県	18歳の年度末(配偶者又は扶養されている女子)	○	○	18歳の年度末	○(配偶者又は女子又は男子)	児扶手法準拠	定(低)額一部負担金(外来：月500円、入院：月1,000円(ただし13日以内の入院については月500円))		○(自償 動還)
和歌山県	18歳の年度末	○(配偶者のいない女子)	○(配偶者のいない男子)	18歳の年度末		児扶手法準拠(児扶手法施行令に定める同居の親族の所得制限額を適用)	なし	○	○
鳥取県	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○(配偶者のいない女子又は男子)	所得税非課税世帯	外来：1医療機関あたり上限530円/日(月4日限度)、入院：1医療機関あたり上限1,200円/日(低所得者世帯は月15日限度)	○	
高知県	18歳未満又は20歳未満の高校生等3年まで在学者	○(配偶者のいない女子)	○(配偶者のいない男子)	18歳未満又は20歳未満の高校生等3年まで在学者	○(配偶者のいない女子又は男子)	所得税非課税世帯	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あたり)：入院40,200円、外来12,000円 ◎市町村住民税非課税世帯に属する者月額上限(1医療機関あたり)：入院7,500円、外来4,000円 ◎20歳未満の障害児(者)月額上限(1医療機関あたり)：入院2,000円、外来1,000円	○	
岡山県	18歳未満(高校生等は20歳の年度末)	○(配偶者のいない女子)	○(配偶者のいない男子)	18歳未満(高校生等は20歳の年度末)	○(配偶者のいない者)	所得税非課税	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院(合算)80,100円+1%(自己負担額が80,100円を超えたときは、80,100円+(医療費総額-80,100円)×1%、外来44,400円 ◎一般 月額上限：入院(合算)44,400円、外来12,000円 ◎低所得Ⅱ 月額上限：入院(合算)12,000円、外来2,000円 ◎低所得Ⅰ 月額上限：入院(合算)6,000円、外来1,000円	○	○
広島県	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		所得税非課税世帯	1日500円(通院月4回、入院月14日まで)(入院食事は助成対象外)	○	

都道府県	対象者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
山口	18歳の年度末(高校は20歳の年度末)	○	○	18歳の年度末(高校は20歳の年度末)		旧地方税法の市町村民税所得割非課税世帯	3歳以上について(1レセあたり)外来:上限1,000円、入院:上限2,000円	○	
徳島	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	入院のみなし(入院食事除く)	○	○ 中卒後
香川	18歳の年度末(高校在学者等は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(高校在学者等は20歳未満)	○(配偶者のいない者)	障害児福祉手当に準拠	市町村民税課税世帯は、(1レセあたり)入院:上限1,000円、外来等:上限500円		○
愛媛	20歳未満(20歳以上の就学者及び心身障害者)(*))	○		20歳未満(20歳以上の就学者)		所得税非課税世帯	なし(入院食事は助成対象外)	○	
高知	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		所得税非課税世帯※当分の間控除の対象とならないこと	なし(入院食事は助成対象外)	○	
福岡	小学生以上18歳の年度末	○	○	小学生以上18歳の年度末		児扶手法準拠	(1医療機関あたり)外来:800円/月、入院:500円/日(月7日上限)	○	
佐賀	18歳の年度末	○(子が20歳になるまで)	○(子が20歳になるまで)	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	1人月500円		○
長崎	18歳未満(高校は20歳未満)	○(20歳未満の子を監護者がいない場合)	○(20歳未満の子を監護者がいない場合)	18歳未満(入院には学齢者20歳未満)		児扶手法所得制限準拠	1日800円(月1,600円限度)		○
熊本	18歳の年度末	○(20歳未満の子を扶養する場合)	○(20歳未満の子を扶養する場合)	18歳の年度末		児扶手法9条等に準拠	一部負担金の1/3	○	○
大分	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法所得制限準拠	外来:500円/回(月4回上限) 入院:500円/回(月14日上限)	○	
宮崎	18歳の年度末	○(20歳未満の子を監護者がいない場合)	○(20歳未満の子を監護者がいない場合)	18歳の年度末		児扶手法所得制限準拠	1人月1,000円		○
鹿児島	18歳の年度末(障害者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害者は20歳未満)		児扶手法一部支給制限額準拠	なし(入院食事は助成対象外)		○
沖縄	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	外来1,000円/月(1医療機関あたり)		○

\*印事業の対象を「母子家庭」としているもの。

注「児扶手法」：児童扶養手当法

注「配偶者のいない女子」は、「母子及び寡婦福祉法」第6条1項で規定。

- ①離婚した女子であって現に婚姻していないもの
- ②配偶者の生死が明らかでない女子
- ③配偶者から遺棄されている女子
- ④配偶者が海外にあるためその扶養を受けられない女子
- ⑤配偶者が精神又は身体障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- ⑥前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定めるもの

注 制度名は、①母子家庭等医療費助成事業、②ひとり親家庭医療費助成事業が多く、③父子家庭医療費助成制度を別に設けているところもある。